



Tax watch update

Issue 5

2010年6月

| | |
|----------|---|
| はじめに | 2 |
| 外国契約者源泉税 | 2 |
| 個人所得税 | 2 |
| インボイス規則 | 3 |
| 天然資源税 | 3 |
| 名義登記手数料 | 4 |
| 移転価格 | 4 |
| 税関 | 4 |
| その他 | 5 |



はじめに

今月号では、外国契約者源泉税、個人所得税、インボイス、天然資源税、登記手数料、移転価格、税関、それにベトナムのその他規則に関する最近のいくつかの変更点をご参考のために以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

外国契約者源泉税

外国契約者源泉税に関する Circular134/2008/TT-BTC の修正、補足 Circular.

3月の“Tax Watch update”Issue 2に記載したように、2010年4月22日に、財政省は正式に外国契約者源泉税に関する2008年12月31日付け Circular134/2008/TC-BTC(Circular 34)を修正、補足する Circular 64/2010/TT-BTC (Circular 64)を発行しました。Circular 64によると、融資利息及び株式・債権譲渡よりの課税所得は以下の通り修正、補足されました：

- ▶ 法人税課税の融資利息所得は債権利子(免税債権を除く)及び預金利子を含みます。
- ▶ 株式・債権(免税債権を除く)、預金証書の譲渡に対する法人税課税売上は譲渡時点の株式、債権、預金証書を販売する総売上高とします。

Circular 134は債権及び預金証書の利息については明記されておられません。Circular 64が有効になると、債権及び預金証書の利息は総売上高の10%の税率、又は譲渡時に0.1%の税率で課税されます。

Circular 64は2010年6月6日より発効されます(署名日の45日後)

個人所得税

ODAプロジェクトを遂行する外国人専門家規則の施工ガイドライン Circular

2010年5月28日に計画投資省及び財政省は Circular 12/2010/TTLT-BKHDT-BTC (Circular 12)を発行しました。この Circular は首相より2009年10月01日付け Decision 119/2009/QD-TTg(Decision 119)に添付され公表された ODA プログラム・プロジェクトを遂行する外国人専門家規則の詳細施工ガイドラインです。

Decision 119によると、外国人専門家はベトナムに於ける ODA プログラム・プロジェクトの遂行による給与所得に対する個人所得税を免税されます。Circular 12は専門家証明書の申請手続き及び個人所得税の免税申請書類を規定します。

Circular 12は署名日の45日後より発効します。投資計画省の2000年1月12日付 Circular 02/2000/TT-BKH、財政省の2000年6月5日付 Circular 52/2000/BT-BTC 及び2001年2月9日付 Circular 01/2001/TT-TCHQ に取って代わります。

インボイスに関する規則

インボイスに関する新たな Decree.

2010年5月14日に政府は物品・役務インボイスに関する Decree 51/2020/ND-CP (Decree 51) を発行しました。この Decree はインボイスの印刷、発行、使用及び管理に関する 2002年11月7日付け Decree 89/2002/ND-CP に取って代わります。Decree 51 は以下の新たな規則を盛り込んでいます。

- ▶ Decree 51 は適用となる対象の組織、個人のリストを明確に規定し、ベトナムに於いて物品・役務販売活動がある又は、ベトナムに拠点を持たないで、ベトナムに物品・役務販売活動がある外国組織・個人を含みます。
- ▶ Decree 51 は輸出インボイス及び電子インボイスに関する規定を導入しました。
- ▶ 営業組織・個人は物品・役務のインボイスの使用以前に、インボイスの発行通達書とインボイスサンプルを税務当局に提出しなければなりません。
- ▶ インボイスの日付けは販売者と購入者が物品・役務の所有権・使用権の移転手続きの遂行日、又は物品の引渡日とします。
- ▶ 物品・役務の販売価値が 200,000VND 以下(取引毎)の場合はインボイスを発行する必要はありません。但し、購入者よりインボイスの発行を要求される場合を除きます。
- ▶ Decree 51 はインボイスに関する行政処分も規定します。営業取引が存在しないのに、インボイスの発行をした場合は 100,000,000VND を上限とする罰金に処されます。

Decree 51 は 2011年01月01日により発効されます。財政省はこの Decree の実施に関する Circular を発行する予定です。

天然資源税

天然資源税法の実施ガイドライン Decree

2010年5月14日に政府は 2009年11月25日付け天然資源法実施の詳細を規定する Decree 50/2010/ND-CP (Decree 50) を発行しました。

Decree 50 は天然資源法対象を以下の通り規定します。

- ▶ 金属鉱産物
- ▶ 非金属鉱産物
- ▶ 原油
- ▶ 天然ガス
- ▶ 石炭ガス
- ▶ 自然森の製品
- ▶ 自然海産物、海の動物及び植物を含める。
- ▶ 天然水、地上水及び地下水を含める。



- ▶ アマツバメの巣
- ▶ 国会常任委員会が規定する他の天然資源

Decree 50 は 2010 年 07 月 01 日より有効となります。

名義登記手数料

名義登記手数料の新たな Circular

2010 年 4 月 26 日に財政省は名義登記手数料に関する Circular 68/2010/TT-BTC (Circular 68) を発行しました。Circular 68 は、名義登記手数料の全ての既存の Circular に取って代わります。Circular 68 は各種資産に対する名義登記手数料率を以下の通り規定します。

- ▶ 建物、土地 : 0.5%
- ▶ 水道の機械的運搬手段: 1%
- ▶ 猟銃、スポーツ銃: 2%
- ▶ 二輪車: 最初登記: 中央・省に所属する都市及びタウンには 5% で、他の地方には 2%; 第二回目からは 1%
- ▶ 10 席以下の自動車: 10%–15%。省レベル人民委員会は所管地方の実際の状況に応じて具体的比率を決定します
- ▶ 他の自動車: 2%.

手数料の計算に使用される自動車・二輪車の価値は、合法的に作成されたインボイスに記載された付加価値税及び特別売上税(もし有る場合)を含めた実際価格です。

Circular 68 は署名日の 45 日後より発効されます。

移転価格

移転価格に関する新たな Circular

2010 年 4 月 22 日に財政省は関連当事者との営業取引に於ける市場価格計算に関する Circular 66/2010/TT-BTC (Circular 66) を発行しました。この Circular は 2005 年 12 月 19 日付け Circular 117/2005/TT-BTC に取って代わります。

Circular 66 は「関連当事者」、「重要な差異」などの概念の変更、特別なケースの市場価格の計算方法の変更及び他の変更を規定します。

法人税確定申告の時、企業はこの Circular に添付して発行する付録 1-GCN/CC の新たな様式 GCN-01/QLT を根拠にして連結取引を申告する責任を負わなければなりません。付録 1-GCN/CC の納入期限は法人税確定申告書と同様です。

Circular 66 は署名日の 45 日後より発効されます。

税関

税関手続き

2010 年 5 月 14 日に財政省は Circular 74/2010/TT-BTC (Circular 74) を発行しました。この Circular は外国商人との加工物品に対する税関手続きに関するガイドラインを示し、2008 年 12 月 4 日付け Circular 116/2008/TT-BTC の一部条項を修正、補足します。

Circular 74 によると、以下の諸規則が改定されます。

- ▶ 加工契約書の形式及び内容
- ▶ 税関手続きの遂行場所

- ▶ 事業者、税関当局の責任
- ▶ 加工契約書の通達手続き
- ▶ 加工基準の通達、調整及び検査手続き
- ▶ 加工用原材料、服資材、物資の輸入手続
- ▶ 海外に加工物品の輸出手続き
- ▶ 加工物品に対する現地輸出入の税関手続き
- ▶ 契約の最終化の手続き
- ▶ 他の規則

Circular 74 は署名日の 45 日後より発効されます。

共通効果特惠関税 (CEPT) 条約の原産地原則

2010 年 1 月 8 日に工業貿易省は CEPT 条約の原産地原則施工に関する Circular 01/2010/TT-BCT (Circular 01) を発行しました。

Circular 01 は共通効果特惠関税 (CEPT) 条約の施工ガイドライン、ASEAN (AFTA) 自由貿易地域の設立及びこの Circular 付録 1 に規定する物品用原産地証明書 (FORM D) の発行を規定するために発行されます。

Circular 01 は 2010 年 02 月 21 日より有効し、工業貿易省の 2009 年 5 月 22 日付け Circular 12/2009/TT-BCT に取って代わります。

ASEAN 物品貿易協定の原産地原則

2010 年 5 月 17 日に工業貿易省は ASEAN 物品貿易協定の原産地原則の施工に関する Circular 21/2010/TT-BCT (Circular 21) を発行しました。

Circular 21 は 2009 年 2 月 26 日にタイで開催された第 14 回目 ASEAN サミットに調印した ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) の施工ガイドライン及びこの Circular 付録 1 に規定する物品用原産地証明書 (FORM D) の発行を規定するために発行されます。

Circular 21 は 2010 年 7 月 1 日より有効し、工業貿易省の 2010 年 1 月 08 日付け Circular 01/2010/TT-BCT に取って代わります。

その他

携帯電話端末と携帯電話サービスの販促活動に関する Circular

2010年5月のIssue 4“Tax Watch update”に記載したように、2101年5月14日に情報通信省は携帯電話サービスの販促活動に関するCircular 11/2010/TT-BTTTT を正式に発行しました。

このCircularは2010年7月01日より有効となります。



お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

| | |
|--|------------|
| ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com | パートナー |
| フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com | パートナー |
| ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com | ディレクター |
| セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com | ディレクター |
| タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| ホアン・ヴー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com | シニア・マネージャー |
| トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com | シニア・マネージャー |

日系企業担当

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

安西 冬樹
Fuyuki.Anzai@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

ズン ティ キム チン
Dung.Kim.Trinh@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000049

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn